

調布市の「普通融資資金（調布小口）」の要件を満たし，かつ，東京都の「小規模企業向け融資（小口）」の要件を満たす方は，市の信用保証料補助・利子補給と，都の信用保証料補助を併用できる場合があります。

**【併用する場合の制度概要】**

保証申込制度名	東京都中小企業制度融資「小規模企業向け融資（小口）」
融資対象	調布市中小企業事業資金融資あっせん制度「普通融資資金（小口）」の利用要件を満たし、かつ，東京都の「小規模企業向け融資（小口）」の要件を満たしている方
資金用途	運転，設備，併用
融資限度額	調布市中小企業融資あっせん条例に定める普通融資資金の限度額【運転1，500万円・設備1，800万円・併用1，800万円】（この融資を含め，全国の信用保証協会の保証付き融資の合計が2，000万円以下になること。）
返済期間	7年以内（据え置き期間6カ月以内）
金利	長期プライムレート利率（調布市が利子の2分の1を補助します。）
信用保証	東京信用保証協会の信用保証が必要です （調布市が2分の1，東京都が2分の1を補助します。）

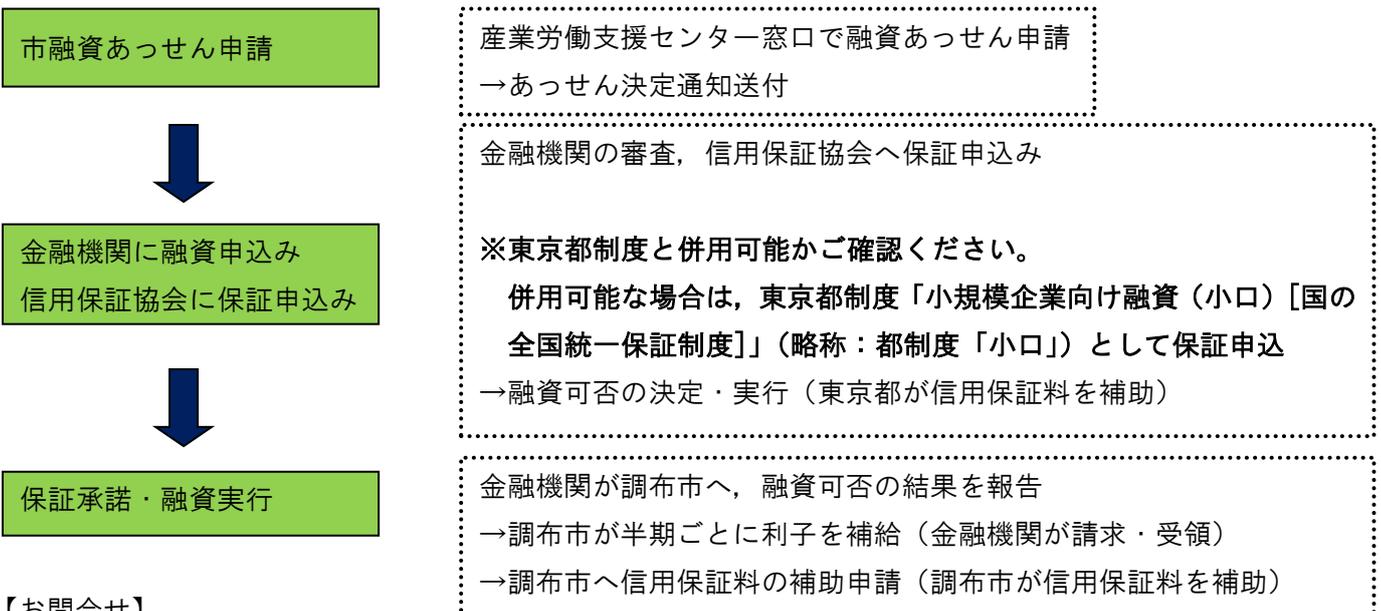
◆ご注意ください◆

**※以下の場合には併用できません**

- ・法人で，都内に事業所を有していない場合
- ・長期プライムレート利率が下表の利率を上回る場合

融資期間	3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内
融資利率	1.9%	2.1%	2.3%

**【お申込みの流れ】**



**【お問合せ】**

【市制度，申込みに関すること】 調布市 産業労働支援センター ☎042-443-1217  
 【都制度に関すること】 東京都 産業労働局 金融部 金融課 ☎03-5320-4877